

■事前質問に対する回答一覧表（令和7年度第2回までの審議内容及び新規質問等を記載済み）

		質問	回答	意見	追加質問	審議会としての方針（要望事項）
施設の構造に関すること	①	3m以下の地下に強硬な岩盤層が存在するとありますが、どの調査DATAがそれを示しているのか、もう少し詳細に説明をお願いします。	まず、資料Ⅰの10頁の図面が本件事業にかかるボーリング調査ポイントを示す資料となり、また、No. 2～No. 6の5地点がボーリング調査地点となります。そして、資料Ⅰの13頁「No3」の柱状図が、本件事業用地の底となるポイントであり、そこに弊社の見解を記載させていただいております。 今回のボーリング調査結果からわかるデータとしては、一番左端の「標尺（m）」の10m部分にラインが記載されていることから、調査範囲は地表から10m部分の調査を行ったことがわかります。その標尺を基準で見ると、「深度」2.70mで「土質区分」が「崖錐」から「砂岩」に代わり、そこから10mまでの「土質区分」は「砂岩」であるということを示しています。	砂岩は強固な岩盤であり浸透水から地下水への影響は一切ないとの見解について蜜に詰まった層であると言えるが、破断層などもあるので水を通さないとは言い切れない。 事業者が設置した集水桝にすべての浸透水が集水されると回答に疑義がある。 浸透した水が伏流水・地下水となり、どこで地上に上がってくるか分からない。影響がどこで出るか不明である。	なし	砂岩であることから地下水が存在しないこと、接触水が地下水へ一切浸透しないことは断定できない。また、水処理施設を有効に活用するためには接触水を全量集める仕組みが必要であるため、管理型処分場要件に準じて埋立地全体に遮水シート等の水を地下に通さない措置を施すことを要望する。
	②	地盤工学上、砂岩より下の層にそれよりも新しい地層が存在することはないとあります。地盤工学に疎いため、そのエビデンス（例えば参考文献）の追加をお願いします（強固な地層が存在する理由の説明をお願いします）。	地層には「地層堅重の法則」という法則があり、「地層は、堆積したままの状態であれば、下にあるものほど古く、上にあるものほど新しい地層である。」ことから、本件事業地の調査地の地層層序として、ボーリング調査で確認された砂岩（地層）の下部には、さらに古い地層である「領家変成岩類」が潜在していることが想定されます。 国土地理院の地層資料（資料K-1、K-2）をもとにご説明しますと、調査地のボーリング調査で得られた地層は砂岩の上部に当たる地層（資料K-1の赤丸「S14」）です。その下部には砂岩層の中部・下部があり、更にその下層には「花崗岩類」が存在すると考えられます。「花崗岩層」は、ボーリング調査の試験体が貫入不能な硬岩であり、そこより更に下部に「領家変成岩類」（資料K-1の黒丸「M2、M3」）という基盤が潜在すると考えられます。 よって、砂岩層より下部には地下水が存在しないとの考えに至ります。	地下水を利用してる施設等はないとの記載について、地元に対して確認を行っていないし、将来の利用についても不明である。 地下水の流れを知るためには広範囲の調査が必要であり、地下水調査が足りていないと言える。地下水に影響が無いと言い切れない。	なし	
	③	処分場内の浸透水集水管の設置（配置）は、どのようにされるのですか。また、地質から鑑み、場外への浸透水流出を防止するために、底部や側部の遮水対策は必要であると思われます。	埋立地内の地層「崖錐（柔らかい地層）」は、造成工事時に掘り起こし、「砂岩」直上に集水配管を設置します（「崖錐」は、地盤改良して流用します）。これにより、埋立地内の排水を集水できると想定しています。 予防策として、集水配管のすぐ下に遮水シートを張ることを検討しますが、具体的には許可権者である三重県と協議し、その設置及び範囲等を決定します。 事業地内の形状及び浸透水の流れ（予測）からすると当該遮水シートですべての排水を集水できると見込んでいます。	遮水シートについて、県と協議すると記載があるが、安定型では必要な施設ではないので法律上どう判断されるか判らない。協議とか関係なしに張るという計画を出して欲しい。 造成工事で掘削する10mまでのボーリング調査結果に意味があるのか疑問である。 地下に浸透しないことに疑義がある。 もともと安定型なんで安定型物質を100%処分すれば水は問題ない。 計画している水処理は簡単なものではない。施設の性能を出すためには集水をしっかりとする必要があるので遮水シートは当然必要と考えられる。また、遮水シートは処理場全体を覆うものでなければ意味がない。 遮水シートは劣化するだろうが、一般的な方法である。屋根で覆うのも可能だろうか。	なし	

■事前質問に対する回答一覧表（令和7年度第2回までの審議内容及び新規質問等を記載済み）

		質問	回答	意見	追加質問	審議会としての方針（要望事項）
	新規①	計画されている最終処分場は急峻な谷間に安定型産業廃棄物を埋め立てて行くとの事であるが、異常気象による大雨が降った場合、土砂災害の発生及び巻き込まれ災害については大丈夫ですか。上流の谷において、過去に大雨による地滑りが発生した事実があります。また、盛土安定計算に含水率の上昇は考慮していますか。				
	新規②	急峻な斜面地形に遮水シートを貼った場合、その階層を境として埋め立てた安定型産業廃棄物がより滑りやすくなり、地震や大雨により土砂災害が発生し易くなるのではないですか。接地面における摩擦係数等の考慮はされていますか。楔形盛土の安定計算はありますか。階段切の場合のステップ幅や高さはどのように判断し設計しますか。				
	新規③	安定型産業廃棄物を埋めた上に覆土を積層する方法を繰り返すとあるが、どの地域の土砂を用いますか。廃棄物の内部摩擦角は40度に近い数値としていますが、外来覆土の内部摩擦角は何度ですか。合成内部摩擦角は何度と想定していますか。				
	新規④	砂岩層以下には地下水が存在しないとありますが、短期はもちろん長期にわたる浸透能調査や地下水検層調査が必要です。確証・確認のため地下水調査等を行わないのですか。埋立事業完了後の現場保全確認は何年ほどを予定していますか。				

■事前質問に対する回答一覧表（令和7年度第2回までの審議内容及び新規質問等を記載済み）

		質問	回答	意見	追加質問	審議会としての方針（要望事項）
施設の運用方法に関すること	④	京阪グリーン開発様が使用している記録の様式を開示して頂けないでしょうか。	現在、京阪グリーン開発(株)が使用している記録書類の様式を添付します。	現場で良い悪いが判るチェックリストがあれば良いと思っていたので記録的には問題ない考える。 このような様式を使用している業者を知らない。また、マニフェストの確認だけであった。 し点チェックやっているところはある。	なし	様式の運用方法には言及しない
	⑤	水質の悪化が認められた場合、速やかに操業（埋立処理）を停止して頂けるのでしょうか。 状況によっては、埋め立てた廃棄物の掘り起こしもして頂けるのでしょうか。	当然、廃棄物の搬入及び埋立作業は停止します。 万が一の水質悪化の原因は、不適切な廃棄物の処分が原因であることが想定できますので、直ちに原因物を特定し、これを除去し（掘り起こし）、确实・完全に撤去することが、環境保全対策として当然必要、かつ最優先事項であると考えます。	万が一の水質悪化が見られたとは、継続的にモニタリングするのか。頻度等の具体的記載もないので不明な点が多い。目視や臭気での確認ができない物があるので疑問である。 万が一とはどの地点を調査したものなのか。処分場のすぐ下なのか、服部川下流域なのか。地下水の部分に関連して地下水の湧きあがりも考慮しないといけない。 掘り起こしたものの、その後どこへ持っていくのか。必要な処置とは具体的には不明である。 業者の考える水質悪化とはどの範囲でどの水質か不明瞭である。 5年以上たって、変な水がでてきたら水道で対応するのか。（水源の水質確認は定期的に行っているので異常は発見できるが因果関係の立証は難しいと考えられる。原因がはっきりした場合は改善を求めることはできる。）	⑤-1、掘り起こした土・廃棄物をその後どう処理しますか。 ⑤-2、水質悪化とは、どの地点のことでどのような状態になることを想定してしますか。具体的な数値はどうですか。 ⑤-3、産業廃棄物最終処分場閉鎖のあと5年、10年後に処分場に起因する水質悪化が発覚した場合どう対応しますか。	未検討（追加質問の回答を考慮して検討する。）
	新規⑤	大量の雨が長く降り続いた場合の産廃処分場における土砂崩れ・廃棄物崩れ対策について説明してください。				
	新規⑥	最近気象庁のレーダー解析で時間雨量100mmを超える数値が頻繁に報道されています。処分埋設中に大雨が降って表土流亡が差し迫ったときはどのような対応策がありますか。未転圧の廃棄物を含む土砂が下流河川に流出したときの対応策はありますか。				
	新規⑦	搬入覆土の安全性の担保はどのような方法・手法ですか。覆土の有害物質不含有は如何証明・確認されますか。				

■事前質問に対する回答一覧表（令和7年度第2回までの審議内容及び新規質問等を記載済み）

		質問	回答	意見	追加質問	審議会としての方針（要望事項）
廃棄物の種類に関すること	⑥	埋立対象は、安定型最終処分場で処理できるいわゆる安定5品目全てが事業の対象になるのでしょうか。	現時点における計画はそのとおりです。今後、地元住民様との協議及び行政庁との協議によって、埋立対象の産業廃棄物の種類を減らす可能性はあります。	許可を取る際に、業者は取れる品目の許可を取るが、実際はゴムくずのようにほとんど受け入れがないものもある。安定5品目なので問題がないように思う。 大体どのような割合で入るかデータはあるのだろうか。 水道水源の汚濁の可能性のあるものは入れてほしくない。油の付いたもの、有機物、臭いがあるものは、安定5品目でも入れないでとは要望できると思う。 安定5品目とは水を汚濁しないことが前提なので要望するのはどうか。 地下水の問題が一番である。 埋め立てるものが100%良かったら地下水調べる必要はない。 現実的に許可品目も減らす可能性はあるのか。地元住民とは誰なのか。なぜこんな書き方をしてあるのか疑問である。	⑥-1、受け入れる廃棄物は、どのような割合で受け入れると想定していますか。 ⑥-2、地元住民や行政庁とは、具体的にどの人等を指していますか。	未検討（追加質問の回答を考慮して検討する。）
	⑦	取扱い予定廃棄物としているアスベストを含む廃プラ類、ゴムくず、金属くず、ガラスくずとは、どのような物が想定されますか。	本件事業において搬入を予定している石綿含有廃棄物を、主な建築資材等を用いてご説明すると、以下のとおりです。 石綿含有廃プラスチック類・・・ビニル床タイル（Pタイル） 石綿含有ガラスくず・・・グラスウール（断熱材） 石綿含有がれき類・・・スレート、けい酸カルシウム板、石綿セメント円筒等	周囲への飛散対策をしっかりとしてほしい。 荷下ろし時や処分時に飛散しないように対策が必要である。 広範囲に飛散はしないので、従業員が一番影響を受ける。また、地元の方も行くかも知れない。 アスベスト30年後に症状がでるので怖い。	⑦-1、予定廃棄物の中にはPFAS等の有毒物質を発生させる恐れのあるフッ素樹脂やフッ素コーティングされたものも含まれる可能性があるのではありませんか。	安全衛生法等法令に基づき従業員等の健康被害防止の観点からアスベストの飛散や防塵対策をすることを要望する。
	⑧	地元説明会での質疑応答で、「契約する前に、中間処理場という排出事業所の工場に行き、きちんと選別できているかを確認し、選別できているものと契約する。」と回答されていますが、契約予定事業者は中間処理事業者だけですか。また、中間処理でリサイクルできない廃棄物とはどのようなものが想定されますか。	中間処理場以外には建設現場（解体予定現場）にて事前確認を行ったり、廃棄物のサンプル等の事前確認を行い、搬入（受入）可能かを判断する場合があります。 また、現状における廃棄物のほとんどはリサイクルや減量化されていますが、どうしてもリサイクルできない廃棄物があり、例えば、塩素系の廃プラは焼却炉の劣化に影響があるため、リサイクルできない安定型産業廃棄物として埋立処分が行われています。 あとは安定型産業廃棄物どおしの混合廃棄物などはリサイクルされず、埋立処分で処理されています。	行われているという一般的な事しか書かれていないので、この事業者はどうか分からない。 塩素系の廃プラは酸性雨等で変質しないのか。 塩素系の廃プラは塩ビパイプ等を指すと考えると問題は無いと思われる。 焼却はダイオキシン類が発生するので問題がある。	なし	なし

■事前質問に対する回答一覧表（令和7年度第2回までの審議内容及び新規質問等を記載済み）

		質問	回答	意見	追加質問	審議会としての方針（要望事項）
展開検査に関すること	⑨	京阪グリーン開発様が使用している、展開検査のマニュアルを開示して頂けないでしょうか。	現在、京阪グリーン開発様 ^(株) が運用しているマニュアル（資料A）を開示させていただきます。	底にあるものは確認できないので、どこまで広げて確認するかが重要である。50cmは厚い。地元では20cmと説明があったが不一致である。 展開検査が一番重要なので、展開時の写真は残せないか。また、安全を担保するため地元の方の立ち入りや従業員としての雇用なんかも考えて地元と一体となってもらいたい。 説明では、目視確認を徹底するので、有害物質を含むものが排出されることは無いと断定しているが目視で分からないものがある。 展開検査をしっかりとしていたら、計画されているトラックの台数の受け入れは難しいのではないか。	⑨-1、すべての展開検査の状況を写真で保存することは可能ですか。 ⑨-2、「資料A」の展開検査マニュアルの1.展開検査手順（4）に記載される但し書きの内容について、実際のどの程度処理されていますか。	地区説明のとおり展開検査の広げる厚さについて、20cmとすることを要望する。
	⑩	（展開検査時における）異臭の有無等を検査とありますが、実際に、どのような方法で確認するのでしょうか。	展開検査に携わる従業員全員で、敷き均された廃棄物について、直接、腐臭、シンナー臭及び薬品臭等の臭いがないかどうかの確認を行います。当該確認時に、これらの臭いが感知された時点で、安定型産業廃棄物ではないと判断し、当該搬入物の受入れを拒否し、返車させます。人間の鼻で臭ってもその判別は十分に対応可能です。	信頼関係が一番大事である。 人間が確認すると信頼の問題になるので数値で測定できるならその方がよいのでは。 物質別で測定できる検知管という機器があるかどうか。あるとしても人の方が確実のように思う。 機器分析には時間がかかる。その場で判断が必要なため検査は難しいと思う。 展開検査に地元の人を雇ったという例もある。 目視の識別は信じられない。 人の鼻は慣れによる限界がある。 外部の人間を入れないと、信頼性がない。 目視や臭気判定では不足している。 現実的には、目視や臭気判定しかないではないか。不可能ばかり言ってるのはどうか。 法律的には、求めることはできるのか。 求めるのは自由であるが、義務があるかどうかは利益と不利益を解消するための費用等を考慮し決められる。	⑩-1、簡易測定で臭いを検知することは可能ですか。 ⑩-2、可能であれば、どんな種類の臭いを検知できますか。	信頼性確保の観点から展開検査に地区住民が雇用も含めて臨場できる仕組みを構築するよう要望する。

■事前質問に対する回答一覧表（令和7年度第2回までの審議内容及び新規質問等を記載済み）

		質問	回答	意見	追加質問	審議会としての方針（要望事項）
				地元の方の雇用を要望するほうが現実的である。 説明会で立入を要望した。 パトロール協定とか結ぶのが有効的である。住民の福祉の増進のために法の規制ではないが環境保全協定などの形で結ぶのは当然のことである。 一般的に、公害防止協定を結び保障基金とかを設ける方法がある。 最先端の技術をもってしても目視と臭気に変わるものはないのか。 臭いは聞いたことがない。低濃度を見ようとすればするほど時間を要するので埋立判断に使う意味がない。 ベストはないが地元の方が臭いをチェックするのがベターと思われる。		
	⑪	展開検査の際、具体的に、どのような廃棄物がダメで、どのような廃棄物がOKでしょうか。	安定型産業廃棄物とは、以下のとおりです。 (1) 廃プラ類・・・合成樹脂くず、合成繊維くず、合成ゴムくず、廃塩化ビニル管等 (2) ゴムくず・・・天然ゴムくず (3) 金属くず・・・鉄骨鉄筋くず、鉄鋼または非鉄金属の研磨くず、切削くず等 (4) ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器ず・・・そのもの (5) 工作物の新築、改築または除去により生じたコンクリートの破片、その他これに類する不要物・・・そのもの。所謂、がれき類 その他許可品目外は、展開検査チェックシート（資料A）に列記されています。	コンクリート屑にアスベストとか吹き付けてあっても分からないのではないかと。 切削くずは油との混合物になるので安定品目ではない。 前回の質問で返事したことがないと回答があったことが一番の気がかりである。あるとの回答の方が検査の信用ができる。	⑪-1、切削くずには油分が含まれているため、安定品目に入るのはおかしいと思うが、どう考えますか。 ⑪-2、コンクリート等に塗料等が付着しているものはどう考えますか。 ⑪-3、有害重金属が入っていないことをどのようにチェックしますか。 ⑪-4、有害物質が含まれているかどうかについて、展開検査の目視確認では見落としが全くないと言い切れないではありませんか。	未検討（追加質問の回答を考慮して検討する）
	⑫	大山田の安定型処分場が、仮に、稼働した場合、展開検査の記録は、住民及び行政の要請に応じて、速やかに開示はして頂けるのでしょうか。	当該記録等は、それぞれの情報に関し、開示ルールを事前に策定した上で、関係当事者に関示させていただく予定です。	事前ではなく設置前に策定する必要がある。 具体的にいつ開示されるか判らない。 開示などは関係当事者と協議したなかで運用させるものである。 水道水源保護審議会とは直接関係無いが普通地元と協議会等を設けて運営していくものだと思う。	なし	施設設置前に関係当事者及び自治体関係者と協議し、開示ルール等を策定することを要望する。
	新規⑧	全量展開検査を実施しNGとなった場合、どのような方法で全量回収するのですか。回収されたNG材の搬出先は調査追跡しますか。搬入業者の再発防止策を準備していますか。搬入業者の契約等に係る民事法上の制裁はどのようなものですか。刑事事件にされますか。				

■事前質問に対する回答一覧表（令和7年度第2回までの審議内容及び新規質問等を記載済み）

		質問	回答	意見	追加質問	審議会としての方針（要望事項）
水 処 理 施 設 に 関 す る こ と	⑬	水処理施設の性能・規模 1日あたり、120m ³ の水 が処理できるとありますが、 1時間当たり何mmの雨まで 対応できるのでしょうか。	本件事業計画における水処理施設の規模及び能力は、1時間 当たり何mmの雨まで対応できるかという観点や想定で計算 しているものではなく、以下のとおり計算しています。 ※計算方法は前回資料参照 水処理施設の規模及び処理能力は120m ³ /日で、また浸透 水溜池の容量は170m ³ ですので、1日で上記105.86 m ³ の排水量が生じたとしても、本件事業計画において1日分 の排水を処理し、かつ、当該溜池にて貯留する能力が十分に 存すると考えます。	計算式について、年間で平均するの は問題がある。せめて1回月平均での 計算が必要と考える。 質問に対して回答になっていないと 思う。 採石場の場合も、集中豪雨何mmに 対応できるか計算するものである。県 のほうで何mmで計算するものがある のではないか。 洪水調整池の容量も気になる。十分 であるという計算式が見当たらない。 集中豪雨で土砂崩れがあったりする のが、一番水源に問題がある。	⑬-1、水処理施設の規模及び能力を1 時間当たり、24時間当たり、1週間当 たり何mmの雨まで対応できるかとい う観点や想定で計算して、回答してく ださい。 ⑬-2、洪水調整池容量600m ³ が十分であ る根拠、計算式を示してください。	未検討（追加質問の回答を考慮して検 討する）
	⑭	P F A S対策について 活性炭処理とありますが、使 用する活性炭は、粉末活性炭 でしょうか、それとも、粒状 活性炭でしょうか。	現時点では、石炭系粒状炭を使用する計画ですが、P F A S 除去に関する専門のメーカーと協議し、活性炭と「イオン交 換樹脂」を併用することも検討しています。	P F A S対策としていろいろ組み合わ せないと除去しきれない。活性炭だけ では取り切れない。 現実的には現状は活性炭しか方法が ない。新しい技術などがでてきたら導 入することとを要望しましょう。 人の生活に使っている物のどこにで も入ってる。規制だけでは何も無くな る。 日本は、PFOA、PFOS以外の物質 の規制の話は無いのか。 日本では毒性がはっきりしないので 基準としての話にはなってことない。	なし	P F A S除去に関して、技術的にはまだ 発展途上であるため新技術や実用的な 技術が開発された場合には都度導入を 検討することを要望する。
	⑮	（活性炭等）交換の頻度は、 どの程度、想定されています か（年1回程度？）。	そもそも、本件事業計画の排水においてP F A Sが検知され ることは想定しておりませんが、万が一のために、P F A S 対策を講じる場合は、季節や排水量、必要に応じて実施する P A Cテスト等によって、適時、活性炭等を交換していくべ きであると考えます。したがって、これらの交換頻度を定数 化して回答させていただくことは適切ではないと考えます。 また、本件事業計画における水処理施設の設計については、 P F A S対策を含めた不純物等を除去するための吸着塔は4 塔設置する予定であり、これらを排水量によってフル活用で きるように対策を講じる計画となっています。 つまり、P F A Sを含めた不純物の除去対策及びこれらの交 換頻度については、活性炭及びイオン交換樹脂との併用を前 提として、各専門家、メーカーの意見及び地元住民様の意見 をお聞きしながら、経済合理的、総合的に判断して、十分に 安心していただける仕様で、安全に事業計画を実施します。	定期的なモニタリングが必要であ る。 活性炭は1年程度たつと吸着したもの を放出する。吸着させた活性炭の処分 も適正にしてもらわないといけない。 P A Cテストで何をみるのか。COD くらいしか思いつかない。P F A Sの検 査は定期的にやって活性炭の劣化状態 を確認して欲しい。 想定していないという意識ではダメ だと考える。 水質検査を定期的の実施して活性炭 の交換時期を判断することは問題な い。	なし	なし

■事前質問に対する回答一覧表（令和7年度第2回までの審議内容及び新規質問等を記載済み）

		質問	回答	意見	追加質問	審議会としての方針（要望事項）
	⑩	安定型埋立処理施設に浸出水処理施設を設置するというこ とは、非常事態や地域の安全 安心を確保するための対応で あるものと推定されます。 施設は凝集沈殿、砂ろ過、活 性炭吸着で構成されています が、どのような汚染物質を対 象とされていますか。また、 PHについてはどのように管 理されますか。	そもそも安定型産業廃棄物最終処分場では、重金属類等の汚 染物質を含む水が発生することは想定しておりませんので、 水処理施設の設置段階で、ある特定の汚染物質の除去するこ とを想定しているわけではございません。 しかしながら、凝集沈殿、砂ろ過及び活性炭吸着塔という施 設の機能からみて、水質が悪化している場合、その悪化の原 因となっている物質があれば、これを除去し、かつ、一定の 効果があると見込んでいます。 廃掃法上、「PH」は、水質管理を実施しなければならない 項目ではありません。ただし、水処理施設の放流管理槽に 「PH」の測定器を設置し、常時、PHの値の変化を管理す ることにより、水質の変化をいち早く予測、確認することを 目的としています。 同様に、放流管理槽に「COD測定器」及び「SS測定器」 を設置し、常時、水質の変化を管理します。「BOD」値 は、「COD」との相関関係から、その変化を管理します。	CODの測定器付けるならパックテス ト不要なのは。 重金属類の汚染は想定してないのは どうなのか？鉄とかある。部材として 入っていたら確かめよう無い。 鉄は自然界にある。有害重金属なの で、水銀とか六価クロムとかだけど生 活製品には入っていない。 強い酸とかでなければ、溶出してこ ないので、pHを酸性にしないことが 基本になる。 有害な重金属は含まれていないと考 えてよいのか。どうチェックするのか 知りたい。（⑪の関係になります。）	なし	なし
	⑪	P F A Sの汚染源は、様々で すので、B L確認（ブランク 確認※事前確認）が重要で す。工事直行前、施設運営開 始前、開始後のタイミング で、P F A S分析をされる予 定はございますでしょうか。	P F A Sの事前の水質検査は、工事直行前、施設運営開始 前、開始後、適切な場所において実施させていただく予定で す。	PFASについて、0.1ng/Lレベルま で測定する必要があるのではない か。 国の基準は甘いので伊賀市として独自 基準を設けてはどうか。 基準になる2物質以外の対象物質を 増やせないか。 事前調査で現状値を把握することは 重要である。一般的数値である 50ng/Lが良いと思う。 農業用水や土壌を調べてほしい。 PFASは体に蓄積していくので基準 を厳しくしないといけない。健康問題 になってからでは遅い。 PFASはみなさんの生活からも出て くるので全体的に見ないといけない。 既存の事業者にも全部やらせるなら 良いが、この事業者だけに、どうのこ うの言うのはおかしい。行政の公平性 の問題がある。 50ng/L以下とか、項目を増やすと いうなら根拠をしっかりとしないと いけない。 採取のタイミングで濃度等変わるこ ともあるので明示してもらいたい。 自社基準を設けるか確認したい。	⑪-1、PFASに関して、社内独自の基 準を設けて管理する予定はありま すか。	PFASは令和8年度に施行される水道 水質基準に属する分析を実施するこ とや、採取日時、場所の公開を要望す る。また、すべての水質検査の結果を 公開することを要望する。

■事前質問に対する回答一覧表（令和7年度第2回までの審議内容及び新規質問等を記載済み）

		質問	回答	意見	追加質問	審議会としての方針（要望事項）
水質確認に関すること	⑱	浸透水を毎営業日、色・臭い・その他項目を実施しますが、具体的には、どのような方法で管理されるのでしょうか。	原則、毎営業日、従業員の目視で浸透水溜池にある水を確認します。また、必要に応じて写真撮りを行い、色や臭いの変化（異常察知）で、水質の変化を予測します。 また、京阪グリーンの研修活動として、産業廃棄物が原因で汚染した排水の画像や動画で確認を行っております。 これらの研修や経験則から目視によるモニタリングでも、水質に異常が確認できなければ、結果として水質が悪化していることはありません。	目視だけで判断できないものがある。 目視で判断できないものをどうチェックするのか。 現実的には目視しかない。毎日状態を見るのは目視は普通だと思うが、他に方法があるのか。 過去に目視でどのような場合に異常が発生したのがわかるのか。 濁り、泡、色、臭い、汚泥の状態確認がある。 目視確認する従業員は知識が必要で、資格とかあるのか。廃棄物施設管理者なんかあったが、規模によってはいない。どんな力量をもった人がやるのか。 しっかりと目視確認できているを見るには、やはり立入調査できるという事が非常に大事だと思う。立入権利は必要である。 立入、情報公開とか地元と取り決めておく公害防止協定を締結するのは普通である。	⑱-1、水質確認は有識者や有資格者等どのような人材を配置させますか。 ⑱-2、浸透水溜池において、PFASによる汚染レベルを目視や臭いで確認する方法について説明してください。	目視モニタリングについて、定期的に住地域民の同行による実施を要望する。
	⑲	その他項目は、具体的に、どのような項目を実施されるのでしょうか。	「水の色・臭い・その他異常がないかモニタリングを実施します。」と記載していますが、同記述は、何か水質検査項目を示しているものではありません。「その他異常がないか」とは、例えば、「浸透水溜池に何か浮いていないか。」であるとか、溜池の通常の状態と異ならないかという観点で記載しております。	モニタリング時に異常値がでたらどう対応するのかを知りたい。 水質悪化が予測される場合とはどういう場合なのか。具体的に聞いたらどうか。 浸透水の異常の事前の予測できないのではないか。 農業用水のモニタリングはどうするのか。測定の義務はない。 水稻を汚染する物質はカドミウムくらいしか聞いたことがない。水銀でも大丈夫だった。 埋立土で問題になった鉛はどうか。 昔の水道管に使われていたし簡単に水に溶けない。 農業用水と水道原水と一緒にではないのか。 関連会社で実際にあった問題をどう解決したのか知りたい。	⑲-1、目視モニタリングで異常があった場合どう対応されますか。 ⑲-2、目視モニタリングで過去にどのような異常が発見されましたか。	未検討（追加質問の回答を考慮して検討する）
	⑳	毎営業日に実施される測定結果は、どのような形で公表されるのでしょうか。	毎営業日はモニタリングチェックのみです。水質の悪化が予測される場合にのみ水質検査を行い、記録します。当該記録は、それぞれ開示のルールを事前に策定した上で、関係当事者に開示させていただく予定です。	関係当事者は県だけか。地域住民は含まれるのか。 水質悪化が予測される場合が分からない。 法律で規定がない事をしてもらうなら協定書は必要である。 協定の法的拘束力はどうか。 民事上の責任はある。	⑳-1、水質悪化が予測される場合とは、どのような事を言いますか。 ⑳-2、関係当事者とは誰のことを指しますか。	未検討（追加質問の回答を考慮して検討する）

■事前質問に対する回答一覧表（令和7年度第2回までの審議内容及び新規質問等を記載済み）

		質問	回答	意見	追加質問	審議会としての方針（要望事項）
その他	⑳	事業開始後、事業面積、埋立容量を拡大することはないでしょうか	事業開始は、廃掃法上の施設設置許可及び処分業許可を取得した後になりますので、当該許可の範囲にて本件事業を実施します。現時点において、本件事業規模を拡大する予定はございません。 ただし、埋立許可容量の10%未満の増量は、廃掃法上、「軽微な変更」にあたり「許可を要しない。」という規定になっており、この分の増量は考えられます。仮に、当該増量を実施する場合においても、あらゆる観点から検討を行い、地元住民様及び行政庁を含め、関係各所に確認の上、実施すべきであると考えております。	25000㎡以上になるとどうなるのか。 質問の意図はさらに事業を拡大する可能性があるかどうかを質問した。法律で認められている増量について質問したわけではない。 10%の基準を超えたら新規と一緒に。 最後に、増量する場合は関係各所に確認の上、実施すると書いているので問題はないと思う。 地元説明会ではこんな説明はなかった。	なし	廃掃法の手続きになるため、審議対象とはしない。
	㉑	施設の維持管理を適正に行うためには十分な資金が必要です。この事業計画のために新会社を設立したとのことですが、5年間の安定型産廃の埋立処分事業で十分な利益が得られますか。	事業収入及び事業経費（事業計画費用、工事費用、維持管理・運営費用及び事業廃止に至るまでの維持管理費用・予備費等）を試算した上で事業計画を立案しており、本件事業計画において十分な利益は確保できると試算しております。	この規模の安定型で計画通りの投資をして利益があるのだろうか。 施設はずっとあるので維持管理できるのか。 土木工事、水処理費用、人件費などずっと費用がかかり続ける。 もし、閉鎖後に問題が起きて、事業者がいなかったらどうなるのか。 損害賠償の一時的な責任は土地の所有者が負うことになる。 事業経費は5年後以降のものが入っているのか。	㉑-1、事業スケジュールを含んだ事業収支計画書を提出していただけませんか。 ㉑-2、事業廃止した後にこの事業による汚染水が確認された場合、それに対する対処法を教示ください。	未検討（追加質問の回答を考慮して検討する）